


■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

***** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 UTokyo OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2015, 石田淳

The University of Tokyo / UTokyo OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2015, Atsushi Ishida

学術俯瞰講義
クールヘッド・ウォームハート
～みえない社会をみるために～

第9回
国際社会における平和
～その条件について考える～

石田淳（教養学部）

2015年11月13日

問い

- **平和とは何か**
 - 安全とは何か
 - 価値配分の現状に対する脅威の不在
- **誰の平和か**
 - 個人の平和、国家の平和、国際の平和
- **平和の追求は正義の追求と両立するのか**

1 国際安全保障論～集団安全保障体制論

● 典型的な国内類推（domestic analogy）思考

- 国内では刑法が、公権力の下に正当防衛を例外として個人による実力行使を禁止しているように、国家間関係においても、自衛を例外として個別国家による武力行使（use of force）を禁止するには、国内の公権力機能を代替する国際的公権力が必要だ、とする発想
- 刑法第36条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

集団安全保障体制と武力行使（侵略／自衛／制裁）～国連憲章の場合

- 2条4項 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使（the threat or use of force）を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
- 39条【安全保障理事会の一般的権能】 安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は四十一条【非軍事的措置に関する規定】及び四十二条【軍事的措置に関する規定】に従っていかなる措置をとるかを決定する。
- 51条【自衛権】 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。・・・

1 国際安全保障論～集団安全保障体制論(続)

- **集団安全保障体制** (collective security system)
 - 武力不行使の約束 + 制裁実行の約束
- **集権化された集団安全保障体制**
 - 安保理への権限 (脅威認定 / 強制措置決定) の集中
 - 連盟の分権的集団安全保障体制 (国際の平和を維持・回復するために必要な措置について、加盟国を拘束する決定を採択できる機関の不備)
- **集団安全保障体制の成否**
 - 集団全体の安全を維持・回復するために集団的措置をとるとする成員による事前の確約の説得力
- **集団安全保障体制と平和維持活動**
 - 集団安全保障体制
 - 侵略者と犠牲者との峻別に依拠する強制的な安全保障体制
 - 国連 P K O
 - 中立的で非強制的な紛争処理方式 (憲章に明文規定ない)
 - 局地的な紛争を平和裡に収拾するために、紛争当事国の要請と同意を前提に国連が現地に派遣した軍事組織が、自衛の範囲を超えて武器を使用せずに、当事者の合意した停戦の監視等に従事する国連活動として始動 (冷戦期には集団安全保障体制を補完)

2 国家安全保障論～日本を事例に

2-1 自衛権

- **個別的自衛**

- 自衛権発動の3要件（1954年）

1. 急迫不正の侵害のあること
2. それを排除するために他に手段のないこと
3. 必要最小限度の武力行使であること

- **集団的自衛**

- 自衛権発動の新3要件（2014年）

1. わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
2. これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

	事例
1956年	ソ連邦によるハンガリーに対する支援
1965年	ANZUSによるヴェトナム共和国に対する支援
1968年	ソ連邦によるチェコスロヴァキアに対する支援
1980年	ソ連邦によるアフガニスタンに対する支援
2001年	英仏豪等による米国に対する支援

2-2 軍備競争

- **問い：《共通の政府》なしに、国家間の《共通の利益》を実現できるのだろうか**
 - 利益の共通性は、その実現を保証するだろうか
- **「非協力ゲーム理論 (non-cooperative game theory) 」の分析手法**
 - ゲーム状況 かつ アナーキー状況
- **ゲーム理論**：戦略環境をゲームとして捉えて、その均衡 (equilibrium) を求める形でゲームを解く
- **戦略型のゲーム**：プレイヤー、戦略、利得
- **プレイヤー**：国家A、国家B
- **戦略**：{軍拡、軍縮}
- **アウトカム**：「(Aの) 軍事的優位」、「相互軍縮」、「相互軍拡」、「(Aの) 軍事的劣位」
- **選好**：(Aの選好順序) 「軍事的優位」 > 「相互軍縮」 > 「相互軍拡」 > 「軍事的劣位」
- **利得**：「軍事的優位」 = 4、「相互軍縮」 = 3、「相互軍拡」 = 2、「軍事的劣位」 = 1
- **不完全情報**：戦略を選択する際に、互いに相手の戦略選択に関する情報は利用不可能
- **ナッシュ均衡 (Nash equilibrium)** = いずれのプレイヤーも一方的に逸脱する誘因を持たない戦略の組み合わせ (最適応答戦略の組み合わせ)

		B	
		軍縮	軍拡
A	軍縮	3, 3	1, 4
	軍拡	4, 1	2, 2

囚人のディレンマ

2-3 意図のコミュニケーション

• 安全保障のディレンマ

- 現状防衛を意図する相手国の行動を、現状変更を意図する行動と誤認することによって発生する競合国間の相互不信の増幅

• 同盟のディレンマ

- 現状防衛を意図する同盟国の行動を、現状変更を意図する行動と誤認することによって発生する同盟国間の相互不信の増幅

• 「言明された意図 (stated intentions) 」の説得力 = コミットメントの信頼性

• 憲法と日米安全保障条約

- 1960年の日米安保条約における防衛地域（新安保条約第5条）と使用地域（同6条）との不一致

日本国憲法第9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

新安保条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）

5. 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手順に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。...
6. 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。...

2-3 意図のコミュニケーション（続）

- **憲法第9条の制約**（従前の内閣法制局解釈、1972年政府見解、1981年政府答弁書）
 - － 集団的自衛権（≡ 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利）の行使は認めない
- **安保条約の非対称性**
 - － 《基地を提供する日本》と《軍隊を提供するアメリカ》が、共同して日本の防衛を図る
- **「巻き込まれる不安」**
 - － 同盟国間の意図のコミュニケーション／同床異夢という現実
 - － 共同防衛の範囲〔5条〕（日本の施政下の領域）と、基地を使用する米軍の行動範囲〔6条〕（極東）との不一致
- **新安保条約第6条の実施に関する交換公文**
 - － 合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動…のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする
- **いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書（2010年3月9日）**
 - － 非公表の「朝鮮議事録」を通じて、朝鮮半島において停戦協定違反たる攻撃等の緊急事態が発生する場合には、国連軍の反撃が可能となるように、日本の施設および区域は在日米軍の戦闘作戦行動のために使用される、とした日本政府の立場が新条約の調印と同時にアメリカとの間で密約裡に確認されていた

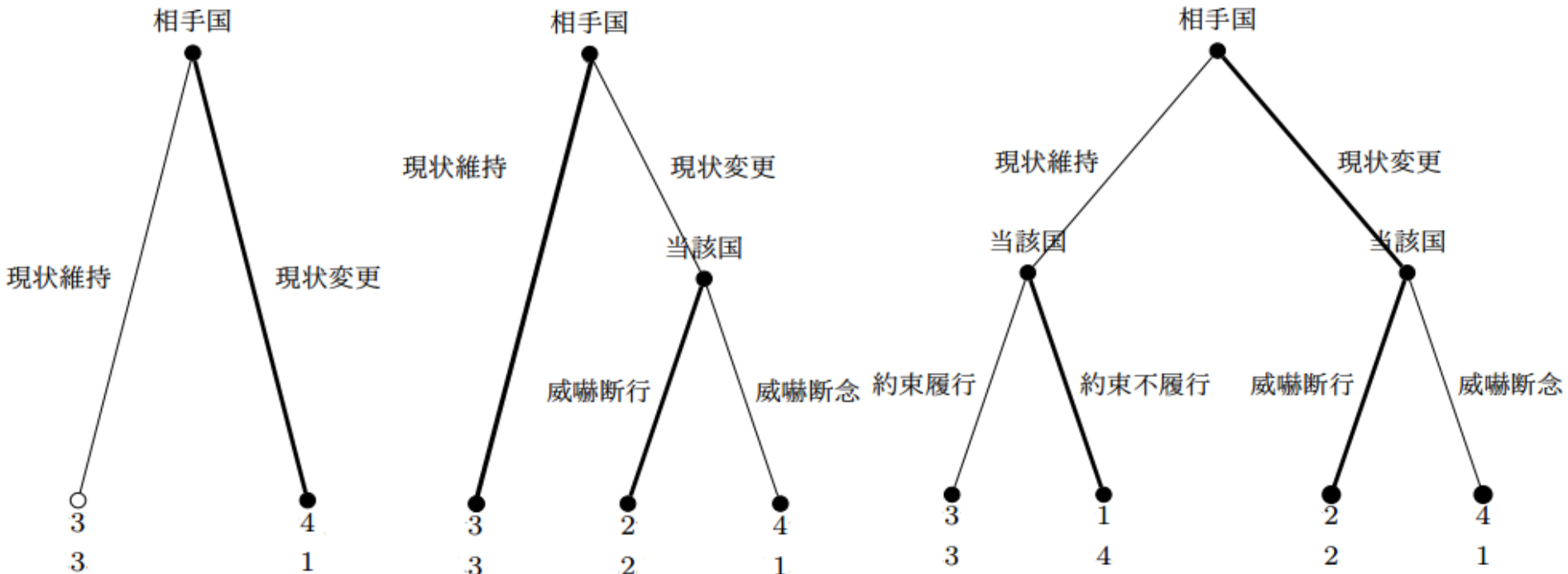
2-3 意図のコミュニケーション (続2)

- **強制外交**

- 相手国の最悪事態につながる行動も辞さないとの威嚇によって、当該国の最善事態につながる行動を相手国に選択させる外交

- **安心供与外交**

- 相手国の最悪事態につながる行動は自制するとの約束によって、当該国の最悪事態につながる行動を相手国に自制させる外交



2-3 意図のコミュニケーション (続3)

武力による威嚇を通じて、「正義」を実現できるか

強要の対象	要求	関連安保理決議 S/RES/	ultimatum	武力行使の 法的根拠
ユーゴス ラヴィア	<ul style="list-style-type: none"> コソヴォからの撤退 住民投票 NATOの展開 	1160(1998.3.31) 1199(1998.9.23) 1203(1998.10.24)	威嚇 1	人道的干渉 (英) 黙示的容認 (米)
アフガニスタ ン	<ul style="list-style-type: none"> ビンラディン等の引き渡し テロ訓練施設の閉鎖 査察受け入れ 	1214(1998.12.8) 1267(1999.10.15) 1333(2000/12/19)	威嚇 2	自衛権 (英・米)
イラク	<ul style="list-style-type: none"> WMD軍縮 国連査察への協力 	678(1990.11.29) 687(1991.4.3) 1441(2002.11.8)	威嚇 3	安保理決議 (英・米)

威嚇 1 対ユーゴスラヴィア U.N.Doc. S/1999/107 (3 February, 1999)

威嚇 2 対アフガニスタン “Address to a Joint Session of Congress and the American People,”
September 20, 2001. <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/release/2001/09/20010920-8.html>

威嚇 3 対イラク “Remarks by the President in Address to the Nation,” March 17, 2003.
<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/release/2003/03/20030317-7.html>

2-4 国際的な意図のコミュニケーションと国内政治

• Thomas Schellingの洞察

- 立法府の同意の下に外国政府と交渉する行政府は、その立法府が方針を変更することなどおよそありえない場合に、相手国政府に対して決然たる交渉姿勢をとることができるだろう。また、係争点に関して国内において事前に声明を発表して、交渉のテーブルにおける対外譲歩を難しくするような国内世論を喚起できるならば、交渉において有利な地位につくことができるだろう。さらに、民主主義国の政府は、国際交渉の道具として国内世論による制約を利用して、交渉のテーブルにおいて譲歩をしないという「意図の言明 (commitment)」に「説得力 (credibility)」を確保することができるだろう (参照：トーマス・シェリング、河野勝監訳『紛争の戦略—ゲーム理論のエッセンス (ポリティカル・サイエンス・クラシックス 4)』勁草書房、2008年、28-29頁)。

参考文献

中西寛・石田淳・田所昌幸『国際政治学』有斐閣、2013年